

## 社会保障の拡充を求める要望書に対する回答書

貴市町村名をご記入ください ( 寄居町 )

### 1、だれもが安心して医療を受けられるために

#### 1. 国民健康保険制度について

(1) 国民皆保険制度を守り、発展させてください。

国民健康保険法の第1章(総則)、(この法律の目的)第1条に、国民健康保険事業の健全な運営を確保し、もつて社会保障及び国民健康の向上に寄与することを目的とする。となっております。現在も変わっておりません。国・県は、相互扶助と受益者負担を強調していますが、国民健康保険の保険税は、協会けんぽ等と比べても2倍近く高くなっています。それ故に、国庫負担の増額(全国知事会は1兆円)を求めていくことはもちろんですが、市町村におかれましては、国民皆保険制度を守るために、「払える保険税」にして、誰もが安心して医療にかかれるようにしてください。

【回答】国民健康保険は、国民皆保険制度の礎となるものであることから、誰もが安心して医療にかかれるよう、今後も健全な国保財政運営に努めてまいります。

#### (2) 埼玉県第3期国保運営方針について

① 「第3期国保運営方針」において、令和6年度から「納付金」の統一、令和9年度に保険税の準統一をおこなう前提として、県は医療費水準反映係数 $\alpha=0$ としていくとしています。しかし、南部、南西部東部の医療圏と比較して北部、秩父の医療圏では、医療機関など、医療提供体制により、医療費水準に大きな差が生じています。住民が安心して医療にかかれるようにするために、地方分権の観点から「保険税」が高くなるように慎重に検討をすすめてください。

【回答】令和9年度の保険税の準統一に向けて、必要な保険税率の改定を行ってまいります。改定の影響等につきましては、慎重に検討を進めてまいります。

② 地方財政法第二条には「(地方財政運営の基本)第二条 地方公共団体は、その財政の健全な運営に努め、いやしくも国の政策に反し、又は国の財政若しくは他の地方公共団体の財政に累を及ぼすような施策を行ってはならない。2 国は、地方財政の自主的な且つ健全な運営を助長することに努め、いやしくもその自律性をそこない、又は地方公共団体に負担を転嫁するような施策を行ってはならない」と明記されています。物価高騰する中で「保険税」が住民の負担にならないように、一般財政からの法定外繰入を引き続き行なってください。そして、今後も市町村が必要と判断した場合には、住民の福祉の向上に貢献する対応を行ってください。

【回答】埼玉県国民健康保険運営方針(第3期)の法定外一般会計繰入金等の削減・解消の取り組み及び目標年次において、令和8年度までに解消することとされております。町といたしましても、引き続き、収納率の向上、医療費適正化に努め、計画に沿った削減・解消の取り組みを進めてまいります。

③ 第3期国保運営方針はあくまでも技術的助言であり、すべて市町村の合意がなければま

とめられないものです。県は、市町村と合意ができたと強調していますが、統一にむけての「保険税」の引き上げに悩んでいる市町村はあります。高齢化社会の中で、保険税の統一は、今後も際限なく引き上がっていくことが予想されます。負担の公平性、国保財政の安定運営の前に、住民の健康と暮らし優先するために、第3期国保運営方針の撤回を求めてください。

【回答】埼玉県国民健康保険運営方針（第3期）は、被保険者が県内どこに住んでいても、公平に、安心して医療が受けられるよう、県を主体として国民健康保険の安定的な運営を図っていくことを目的に策定されております。そのため、県に撤回を求めることは考えておりません。

④ 国保法 77 条（保険料の減免）は、「条例の定めるところにより、特別の理由があるものに対し、保険税を減免できる。」とあります。まさに少子化対策は急務であり、特別の理由として、18 歳までの子どもの均等割はなくすことを条例で定めてください。また、国や県に求めてください。

【回答】少子化対策の解決に当たっては、国・都道府県・市区町村がまとめた方針を基に進めていくべきものであり、町独自の条例で対処することは考えておりません。必要な政策につきましては、国・県に働きかけてまいりたいと考えております。

(3) 所得に応じて払える保険税にしてください。

① 応能負担を原則とする保険税率に改めてください。

【回答】国民健康保険税は応益負担と応能負担の両立によって支えられるべきものと考えており、どちらかに極端に振れることなくバランスを以て税率を設定してまいりたいと考えております。

② 子ども(18歳以下)の均等割負担を廃止してください。

【回答】均等割は応益負担として重要なもので、加入者全員で支えていくべきものであり、未就学児及び低所得世帯に対する均等割の減額も実施していることから、子ども(18歳以下)の均等割負担廃止は考えておりません。

③ 協会けんぽと比較しても高い保険税になっており、払える保険税にするために一般会計からの法定外繰入を増額(復活)してください。

【回答】現在、保健事業に充てることを目的とした、赤字補てん目的とされない法定外繰入を行っております。赤字補てん目的の法定外繰入につきましては、一般納税者との公平性の観点等から、増額の考えはございません。

④ 国保会計基金から繰り入れて保険税を引き上げないでください。

【回答】現在、繰り入れのできる基金はございません。

(4) 受療権を守るために正規保険証を全員に発行してください。

① すべての被保険者に正規の保険証を郵送してください。

【回答】資格証明書及び短期被保険者証の交付につきましては、加入者間の負担の公平性を鑑み、納付状況等から、町の基準に基づき窓口交付を原則としております。なお、資格証明書及び短期被保険者証該当世帯であっても、18歳までの未就学及び就学中の被保険者に係る被保険者証は、すべて郵送しております。

② 住所不明以外の保険証の窓口留置は行なわないでください。

【回答】資格証明書及び短期被保険者証につきましては、加入者間の負担の公平を図るとともに、国民健康保険税の収納を確保するための一つ的手段として、窓口交付としております。納税者と接することで、生活状況の把握、納税相談や納税指導等の機会を設け、国民健康保険税の適正な収納に努めております。

③ 資格証明書は発行しないでください。

【回答】資格証明書の適用につきましては、事前に生活状況調査を行い、該当者には弁明の機会を設けるなど、適正な手続きを経た上で実施しております。

#### (5) マイナンバーカードと健康保険証の一体化について

① 「マイナ保険証」を持っていない方には、「資格確認書」を発行することになっています。2029年7月末までの有効期限にしてください。

【回答】前年度の所得により、毎年負担区分判定が行われることから、有効期限は1年を予定しております。

② 「マイナ保険証」を所持している方に、解除できることをお知らせをしてください。

【回答】町広報紙、町公式ホームページ等にて周知を予定しております。

#### (6) 国保税の減免・猶予制度の拡充を行なってください。

① 生保基準の1.5倍相当に設定するなど、保険税申請減免制度を拡充してください。

【回答】低所得世帯に対しては国民健康保険税の減額措置を行っており、天災等につきましても減免制度を設けていることから、現時点で拡充は考えておりません。

#### (7) 窓口負担の軽減制度(国保法44条)の拡充を行なってください。

① 生保基準の1.5倍相当にするなど、医療費負担の軽減制度の拡充を行なってください。

【回答】一部負担金の減免等につきましては、国の認定基準に準じて運用しており、町独自の認定基準による取り扱いについては考えておりません。

② 窓口負担の軽減制度が利用しやすいように、簡便な申請書に改めてください。

【回答】一部負担金の減免等の対象者であるかを判断するに当たり、必要最低限な内容を記入いただく申請書となっておりますことから、申請書様式を変更することは考えておりません。

③ 医療機関に軽減申請書を置き、会計窓口で手続きできるようにしてください。

【回答】一部負担金の減免申請につきましては、町規則により申請書を町長に提出しなければならないと規定されていることから、申請手続きの窓口を保険医療機関とすることは考えておりません。

#### (8) 国保税の徴収業務は、住民に寄り添った対応を行なってください

① 住民に寄り添った徴収業務の対応を行ってください。

【回答】国民健康保険税の滞納につきましては、滞納者への納税相談や納付指導などにより、自主納付を促すことが基本であると考えております。しかし、税負担の公平性を確保するという観点か

ら、滞納者の担税力を確認した上で、法令等の規定に基づく滞納処分に至る場合もございます。

② 給与・年金等の預貯金全額を差押えすることは憲法 29 条の財産権の侵害であり法令で禁止されています。憲法 25 条の生存権保障の立場から最低生活費を保障してください。

【回答】滞納整理及び滞納処分につきましては、法令等の規定に基づき適正に対応しております。

③ 業者の売掛金は運転資金・仕入代金・従業員給与ならびに本人・家族の生計費等に当てられるものです。取引先との信用喪失にもつながり事業そのものの継続を困難にするため、一方的な売掛金への差押えはやめてください。

【回答】滞納者の担税力を確認した上で、法令等の規定に基づき適正に対応しております。

④ 国民健康保険税の滞納の回収については、生活保障を基礎とする制度の趣旨に留意し、他の諸税と同様の扱いではなく、当事者の生活実態に配慮した特別な対応としてください。

【回答】滞納者の担税力を確認した上で、法令等の規定に基づき適正に対応しております。

#### (9) 傷病手当金制度を創設してください。

① 傷病手当金を創設し、被用者以外の方への支給について、財政支援するよう国・県へ要請してください。

【回答】傷病手当金につきましては、町の国保財政が厳しい状況にある中で、国の枠を超えた独自基準を設けることは考えておりません。

② 傷病手当金制度を創設できない場合は、傷病見舞金制度を創設してください。

【回答】傷病見舞金につきましては、国の国保財政が厳しい状況にある中で、国の枠を超えた独自基準を設けることは考えておりません。

#### (10) 国保運営協議会について

① さまざまな問題を抱える国保事業の運営であるからこそ、市民参加を促進するために、委員の公募が未実施の場合は、公募制としてください。また、公募制にできない理由を教えてください。

【回答】町国保運営協議会委員は、保険医療代表、公益代表、被保険者代表で構成されております。このうち、被保険者代表につきましては、住民からの公募を実施しております。

② 市民の意見が十分反映し、検討がされるよう運営の改善に努力してください。

【回答】被保険者代表委員からいただいた意見につきましては、今後も十分に協議、検討してまいります。

#### (11) 保健予防事業について

① 特定健診の本人・家族の負担を無料にしてください。

【回答】特定健康診査につきましては、本人負担はございません。

② ガン健診と特定健診が同時に受けられるようにしてください。

【回答】特定健康診査実施時に、各種がん検診（肺、胃、大腸、前立腺）を同時実施しております。

③ 2024年度の受診率目標達成のための対策を教えてください。

【回答】休日の健診実施、通知や電話による未受診者勧奨、受診者の中から抽選でインセンティブの付与を行う等、受診率の向上に努めております。

④ 個人情報の管理に留意してください。

【回答】法律に基づき、個人情報が記載されている書類は、施錠できるキャビネット等において厳重かつ適正に管理しております。

## (12) 財政調整基金について

財政調整基金は、災害復旧、地方債の繰上償還その他財源の不足を生じたときのために基金として積み立てきた住民の貴重な財産です。コロナ禍から昨年の物価高騰で暮らしと経営が大きな打撃を受け、地域経済の疲弊が深刻になっている時だからこそ、基金を財源として活用し、住民の暮らしと福祉を良くするために活用をお願いします。

① 2023年度(令和5年度)の財政調整基金の金額を教えてください。

【回答】令和5年度財政調整基金の積立額は9,502万7千円、最終残高は15億4,804万5千円となっております。

② 国民健康保険は協会けんぽのように事業主負担がないことから高い保険税となっています。引き下げのために、財政調整基金の活用をしてください。

【回答】町全体の財政状況を鑑みて財政運営を行っているため、特定の事業に対する財政調整基金の活用は考えておりません。

## 2. 後期高齢者医療について

(1) 窓口負担2割化により、受診抑制がおきており重症化につながります。中止するよう国に要請してください。

【回答】窓口2割負担が導入された背景には、後期高齢者医療費の増加が予想される中、社会保障制度を維持可能なものとするため、能力に応じた負担をしてもらうことや、現役世代の負担上昇を抑えながら、すべての世代が安心できる社会保障制度を構築するというものがあります。町は、埼玉県後期高齢者医療広域連合を支える一保険者として、円滑な制度運営をしていくという立場にあることから、中止を要請する考えはございません。

(2) 窓口負担2割化に対して、独自に軽減措置を検討してください。

【回答】窓口2割負担となる方につきましては、1カ月の外来医療の窓口負担割合の引き上げに伴う負担増加について、3年間の配慮措置が設けられていることから、町独自に軽減措置を設けることは考えておりません。

(3) 低所得(住民税非課税世帯など)の高齢者への見守り、健康状態の把握、治療の継続等の支援を行ってください。

【回答】診療情報や健康診査結果、介護認定の情報などが集約された「国保データベース」を活用し、地域の健康課題を把握するほか、介護予防等の一体的な事業を実施する中で、高齢者の健康状

態の把握に努めてまいります。また、重症化予防のため、必要に応じた医療受診への勧奨や、電話や訪問による保健指導を実施してまいります。

(4) 団塊の世代が75歳になり、健康づくりが重要となっています。健康長寿事業を拡充してください。

【回答】令和6年度から、スマートフォン等のアプリを活用したコバトンALKOOマイレージのほか、健康寿命延伸プログラムとして、ウォーキング教室や健康ウォークラリー、3ヶ月減塩チャレンジ、減塩弁当開発・販売など、運動や栄養面での健康づくり事業を実施しております。

(5) 特定健診、人間ドック、ガン健診、歯科健診、難聴検査を無料で実施してください。

【回答】町が行う後期高齢者健康診査、がん健診はいずれも無料で受診することができます。歯科健診につきましては、埼玉県後期高齢者医療広域連合から、前年度75歳または85歳の方に無料券が発送されます。人間ドック、脳ドックは無料ではございませんが、3万5千円を上限に助成しており、聴力検査が検査項目の一つとなっております。

(6) 加齢性難聴者への補聴器助成制度の創設を県、広域連合、国に求めてください。

【回答】現時点で要請等を行う考えはございませんが、国や県、広域連合の今後の動向を注視してまいります。

### 3. 地域の医療提供体制について

(1) 埼玉県において、医師・医療従事者不足が発生していることから、国および県に対して、病院の統廃合・縮小をはじめ目的とする方針の撤回、そして、地域の公立・公的病院、民間病院の拡充を求めてください。

【回答】医療機関の機能分化・連携を進め、良質かつ適切な医療を効率的に提供できる体制の確保につきましては、埼玉県北部地域医療構想調整会議で協議されており、町は構成メンバーとして参加しております。現時点で、統廃合や縮小の撤回、拡充等について要望する予定はございません。

(2) 医師・看護師など医療従事者の離職防止、確保と定着、増員が可能となるように処遇改善をはじめ、必要な対策や支援を行ってください。

【回答】医師及び看護師の確保・支援につきましては、埼玉県が実施していることから、町で実施する考えはございません。

### 4. 新たな感染症に備えて、住民のいのちを守るために安心して医療が受けられるために

(1) 保健センターなどの人員体制を強化してください。

【回答】令和3年度に健康づくり課を新設し、増員等の体制強化を図っております。今後大規模な対応が必要となった際には、新型コロナウイルス感染症流行時の経験を生かし、速やかに全庁的な協力体制を構築し、対応してまいります。

(2) 県に対して、保健所の増設や体制強化などを要望してください。

【回答】要望する考えはございません。

## 2. だれもが安心して介護サービス・高齢者施策を受けられるために

### 1. 安心して十分な介護サービスの提供体制をつくってください。

厚労省の社会保障審議会は第9回介護保険事業計画では、要介護1・2の生活援助等サービスを市町村の「総合事業」に移行、ケアマネジメントに自己負担導入は先送りしましたが、所得基準額の引き下げで利用料2割負担を実施しようとしています。介護保険制度創設の原点に戻って、公的責任に基づく介護保障にするように県、国に求めてください。

【回答】介護保険をはじめとする公的保険の重要性は認識しております。必要に応じて国・県に介護保険制度の持続を求めてまいります。

### 2. 1号被保険者の介護保険料を引き下げてください。

物価高騰の中で、住民は困窮しています。保険料の見直しを行い、住民の負担軽減に努力してください。

【回答】高齢者の介護予防と自立した日常生活の支援を目的とした介護予防事業等を実施し、介護保険料の増加抑制に努めておりますが、要介護認定者は増加傾向にあり、今後も介護給付費の増加が見込まれます。

引き続き、介護予防事業等の実施などにより介護給付費の増加抑制に努め、住民負担の軽減を図ってまいります。

### 3. 低所得者に対する自治体独自の介護保険料減免制度を拡充してください。

非課税・低所得者、単身者への保険料免除など大幅に軽減する減免制度の拡充を行なってください。物価高騰などさまざまな事由によって生活困難が広がっている現下の状況に対応して、低所得者の個々の状況に迅速に対応できる減免の仕組みとしてください。

【回答】介護保険制度は全国一律の制度であるため、介護保険料の減免についても、本来制度の枠組みの中で対応すべきものであり、負担の公平性と持続可能性を高める観点から、負担能力に応じた負担を求めるものとなっております。

既に法制度の枠組みの中で、震災、風水害などによる災害に係る減免や、国・県・町が負担して低所得者の保険料の軽減を実施しております。

さらなる軽減につきましても、全国一律の制度として検討されるべきであり、町独自の介護保険料減免制度は考えておりません。引き続き国・県の動向を注視してまいります。

### 4. 介護を必要とする人が安心して介護が利用できるようにしてください。

(1) 利用料限度額の上限を超えた分については独自に助成してください。

【回答】利用料限度額（支給限度額基準）は介護保険の適正な運用のため、介護保険法により要介護度別に定められております。介護度に応じた利用限度額の中で介護サービスをご利用いただいていることから、上限を超えた分の町独自の助成は考えておりません。

状態が変化し現状の介護サービスが不足する場合には、要介護認定区分変更申請をしていただくよう、引き続き本人や家族、ケアマネジャー等に対し周知してまいります。

(2) 一昨年8月に改訂された「特定入所者介護サービス費（補足給付）」について、負担が増えた利用者に対して実態を把握し、利用抑制にならない対策を講じてください。

【回答】特定入所者介護サービス費（補足給付）の要件見直しにつきましては、高齢化が進む中で、

必要なサービスを必要な方へ提供できるようにしながら、負担の公平性と制度の持続可能性を高める観点から、一定の収入・資産のある方に対して、負担能力に応じた負担を求めるものとなっております。

現在、特定入所者介護サービス費の更新手続きの際には、勧奨通知を出すほか、入所施設に手続きの補助を依頼するなどして、利用に支障が生じないように努めております。引き続き、必要なサービスを必要な方へ提供できるよう努めてまいります。

5. 看護小規模多機能型居宅介護、小規模多機能型居宅介護、グループホームについて、食費と居住費の負担軽減など利用希望者が経済的に利用困難とならない助成制度を設けてください。  
【回答】現時点で助成制度を創設する考えはございませんが、国や県、近隣自治体の動向を注視してまいります。

6. 訪問介護事業所の実態を調査し支援をおこなってください。

(1) 小規模事業の大半は赤字経営になっています。自治体として財政支援を行ってください。

【回答】個々の介護事業所の経営状況につきましては、実態を把握することは困難であります。

現時点で町独自の財政支援を行う考えはございませんが、国・県等の動向を注視してまいります。

(2) 新型コロナが5類にさがっても感染者は多く、感染防止対策として、介護事業所へのマスクや衛生材料などの提供を自治体として実施してください。

【回答】現時点で配布する考えはございませんが、国・県等の動向を注視してまいります。

(3) 介護従事者や入所・通所サービスなどの利用者へのワクチン接種の助成を創設してください。また、公費による定期的なPCR検査等を実施してください。

【回答】新型コロナウイルスワクチンは、令和6年度から高齢者インフルエンザワクチンと同様、65歳以上を対象とした定期接種（B類疾病）として実施するため、助成制度の創設は考えておりません。

また、PCR検査につきましては、症状があった場合に保険適応で検査を実施できること、5類感染症に位置付けられたことから、公費での実施は考えておりません。

7. 在宅を推し進める国の意向に反して、訪問介護報酬が今回マイナス改定となる予定です。ヘルパー不足の中、ヘルパーの離職や小規模の訪問系サービスの閉鎖が懸念されており、利用者が必要なサービスを受けられなくなるリスクがあるため、自治体として改善してください。

【回答】大里広域が策定した介護保険事業計画に基づき、安定した介護サービスの提供が図られるよう、大里広域と連携してまいります。

8. 特別養護老人ホームや小規模多機能施設などの施設や在宅サービスの基盤整備を行ってください。

【回答】大里広域が策定した介護保険事業計画に基づき、計画的に基盤整備を進めております。安定した介護サービスの提供が図られるよう、大里広域と連携してまいります。

9. 地域包括支援センターの体制の充実を図ってください。



【回答】高齢者人口が増加し、高齢化率も年々高くなる傾向にあることから、地域社会では高齢者をめぐる様々な課題に取り組む必要があります。その窓口となる地域包括支援センターの体制を充実させることは、重要であると認識しております。今後も、地域包括支援センターの委託業務内容の見直しを検討するとともに、必要な人員配置等も併せて検討してまいります。

また、地域で暮らす高齢者が、今後も住み慣れた場所で安心して暮らしていけるよう、大里広域市町村圏組合、構成市町、地域包括支援センターの連携を強化し、「地域包括ケアシステム」の構築に向け取り組んでまいります。

10. 地域の介護提供体制について、介護福祉士・ヘルパーなど介護福祉従事者の離職防止、確保と定着、増員が可能となるよう必要な対策や支援を行ってください。

介護支援専門員の確保が困難になり、ケアマネ難民が発生している実態があります。県独自の処遇改善制度の創設を県に要請してください。また、資格更新受講料負担など介護支援専門員の安定的な確保に向けての施策を検討して下さい。（東京都では独自の処遇改善手当として月額 2 万円手当あり）

【回答】介護従事者の離職防止、人材の確保と定着や増員は、今後ますます増大する介護サービスのニーズに対応するため、極めて重要であると認識しております。介護職員の処遇改善や人材確保のための制度充実につきましては、今後も、国・県の動向を踏まえて、保険者である大里広域市町村圏組合と連携して対応してまいります。

また、介護職員の資質の向上を図るため、県の実施する研修等について、介護事業所等に周知してまいります。

11. ヤングケアラーについて

埼玉県はヤングケアラー条例が 2020 年 3 月 31 日に制定し、予算を取り支援策を具体化している自治体では、実態調査やアンケート、また、小中学生からの要望出してもらおうなど開始しています。貴市町村のヤングケアラー支援に関する施策を教えてください。

【回答】ヤングケアラーの支援につきましては、関係機関が連携し対応することが重要と考え、子育て、教育等の関係課等と協議し、令和 5 年 4 月に「寄居町福祉総合相談支援体制構築事業に関する業務取扱基準」を整備いたしました。引き続き、ヤングケアラーの認知度向上に向けた啓発活動に取り組むとともに、問題解決に向けた支援体制の構築に努めてまいります。

子育て世代への対応につきましては、子育て世代包括支援センターを中心に、子どもや保護者からの相談内容に合わせて、支援策を検討してまいります。

教育現場での対応につきましては、ヤングケアラーについての国や県からの資料を各学校に周知するとともに、令和 5 年度は、夏季休業中に町内全教職員を対象とした研修でヤングケアラーについて取り扱うなど、啓発に努めております。また、令和 4 年度から小・中学生を対象としたアンケートを継続して実施し、アンケートの結果から、ヤングケアラーに該当する児童・生徒について把握しております。該当の児童・生徒につきましては、担任を中心に丁寧に聞き取りを行い、学業や人間関係に影響が出ていないかなどを確認いたしました。今後も、児童・生徒の様子を注視するとともに、家庭との連携を密にし、児童・生徒が明るく前向きに学校生活を送れるよう指導してまいります。

12. 保険者機能強化推進交付金（インセンティブ交付金）を廃止し、誰もが必要な介護（予防）サービスを利用しながら、その人らしく生活することができるような介護保険制度となるよ

う県や国に要請してください。

【回答】保険者機能強化推進交付金は、高齢者の自立支援、重度化防止に関する取り組みを積極的に行った自治体を評価し、評価に基づき交付されるものであり、介護予防等に必要な取り組みの予算に充当しております。

介護保険の一層の充実を図るため、必要に応じて国や県に要請してまいります。

13. 上記の改善をするうえで、利用者の負担増にならぬよう、介護保険財政における国庫負担割合を大幅に引き上げるよう国に要請してください。

【回答】今後も、介護費用の増加が見込まれることから、効果的な介護予防事業等を実施し、住民負担の軽減に努めてまいります。

国庫負担割合の引き上げ要請につきましては、社会情勢を踏まえて研究してまいります。

14. 介護給付費準備基金残高から 2024 年度に執行した金額はいくらですか。

【回答】大里広域市町村圏組合における、介護給付費準備基金繰入金の令和 6 年度当初予算額は、3億7,277万2千円となっております。

### 3. 障害者の人権とくらしを守る

1. 障害者福祉施策の実施にあたっては、第7期障害福祉計画・第3期障害児福祉計画の実現を目指すとともに、障害者権利条約、国連権利委員会の日本政府に出された総括所見、骨格提言の主旨を踏まえ、人権を尊重し、当事者の意見を十分に受け止めてください。

【回答】第7期障害福祉計画・第3期障害児福祉計画につきましては、計画策定委員会、庁内検討委員会を開催し、各専門家等の意見を踏まえて策定いたしました。また、当事者の皆様の意見を取り入れるため、障害のある方本人を対象にしたアンケートや、パブリックコメントによる意見募集を実施いたしました。引き続き、当事者の意見を聴く機会を設けるよう努めてまいります。

2. 障害者が地域で安心して暮らせるために、予算措置をしてください。

(1) 障害者地域生活支援拠点事業での実施した事業、今後の計画を教えてください。

【回答】地域生活支援拠点事業は、令和3年度から開始しております。引き続き、相談、緊急時の受け入れや対応、専門的人材の養成、地域の体制づくり、機能強化に取り組んでまいります。

(2) 施設整備については、独自補助の予算化を進めてください。

【回答】現時点では、独自補助を予算化する考えはございません。

(3) 当該市町村内に、入所施設あるいは入所施設の機能を持った施設、グループホーム（重度の障害を持つ人も含め）、在住する障害者の数を把握し、計画的な設置を要望します。市町村での障害を持った方の暮らしの場の資源、支援が必要としている計画を策定してください。事業の推進に困難を抱えている場合は、その理由を教えてください。

【回答】施設の開設は事業者が行うことから、利用ニーズにつきましては、各事業所と情報共有を図ってまいります。

(4) 家族介護からの脱却を図ってください。点在化している明日をも知れない老障介護（80歳の親が50歳の障害者を介護・90歳の親が60歳の障害者を介護しているなど）家庭について、把握して、緊急に対応ができるように、行政としての体制を整えてください。

【回答】町及び町社会福祉協議会では、寄居町共助のまちづくりネットワーク会議を設置し、見守りネットワークの強化を図っております。

引き続き、町計画等に基づき、障害者や高齢者、家族等の包括的な支援に向けた相談窓口体制の強化に努めてまいります。

3. 障害者施設の職員不足は、常態化しています。市町村として、有効な手立てをとってください。

※人材紹介での求人は、多額の紹介料を必要とします。国や県へ、施策を要望するとともに、相談窓口を設けるなど市町村で独自に職員確保のための施策を講じてください

【回答】障害者施設の職員の確保につきましては、町でも課題であると考えております。今年度、施設職員も構成員として参加している協議会において、対策について検討しております。また、国・県の動向にも注視し、対応してまいります。

4. 重度心身障害者等の福祉医療制度を拡充してください。

(1) 所得制限、年齢制限を撤廃すること。一部負担金等を導入しないでください。

【回答】重度心身障害者医療費助成制度につきましては、埼玉県重度心身障害者医療費支給事業補助金交付要綱に基づき実施している事業であることから、県の要綱に基づき対応してまいります。

(2) 精神障害者は1級だけでなく2級まで対象としてください。また、急性期の精神科への入院も補助の対象としてください。

【回答】精神障害者に対する助成につきましては、前述のとおり、埼玉県重度心身障害者医療費支給事業補助金交付要綱に基づき実施しておりますので、県の要綱に基づき対応してまいります。

(3) 二次障害（※）を単なる重度化ととらえるのではなく、起因や治療など科学的な診断の中で進行が抑えられるように、医療機関に啓発を行ってください。

※脳性麻痺をはじめとする多くの身体障害者（他の障害も含まれます）は、その障害を主な原因として発症する二次障害（障害の重度化）に悩んでいます。重度化する中で、苦痛とともに、日々の生活に困難が倍増し、不安と戸惑いが伴っています。保健、医療、福祉がそれに十分応えられていません。

【回答】利用者が必要な支援を受けられるよう、各分野の関係機関や相談支援事業所と連携し、適切な福祉サービスの提供に努めてまいります。

5. 障害者生活サポート事業、福祉タクシー事業について

(1) 障害者生活サポート事業

①未実施市町村は、県単事業の障害者生活サポート事業を実施してください。実施していない理由を教えてください。

【回答】既に実施しております。

②実施市町村は利用時間の拡大など拡充してください。

【回答】県の動向等を踏まえ、必要に応じて検討してまいります。

- ③ 成人障害者への利用料軽減策を講じるなど、制度の改善を検討してください。  
移動の自由を保障する制度です。市町村事業になり、市町村格差が生まれています。

【回答】県の動向等を踏まえ、必要に応じて検討してまいります。

## (2) 福祉タクシー事業

- ①初乗り料金の改定を受けて、配布内数を増加してください。利便性を図るため、100円券（補助券）の検討を進めてください。

【回答】県内では36枚交付を採用している自治体が最も多いことから、現時点で増やすことは考えておりません。また、100円券につきましても、現時点で導入は考えておりません。

- ② 福祉タクシー制度やガソリン代支給制度は3障害共通の外出や移動の手段として介助者付き添いも含めて利用できること。また、制度の運用については所得制限や年齢制限などは導入しないようにしてください。

【回答】福祉タクシー制度の対象者は、1～3級の身体障害者手帳所有者及び④・Aの療育手帳所有者となっております。また、自動車燃料費補助の対象者は、身体障害者手帳の障害程度2級以上の下肢または体幹機能障害の方で、自己所有の自動車（二輪車を除く）を自ら運転される方となっております。どちらの制度も所得制度や年齢制限はございません。

なお、現時点で対象者の拡大は考えておりません。

- (3) 両事業とも地域間格差を是正するために、県へ働きかけ、県の補助増額や県の補助事業として、復活することをめざすようにしてください。

【回答】県への補助制度を復活要望することにつきましては、調査研究してまいりたいと考えております。

## 6. 災害対策の対応を工夫してください。

- (1) 避難行動要支援者名簿は手上げ方式ですが、希望しなくても必要な人、家族がいても、希望する人は加えてください。登載者の避難経路、避難場所のバリアフリーを確認してください。

【回答】町では、対象の範囲を①75歳以上の一人暮らしまたは世帯全員が75歳以上の高齢者世帯で避難支援を必要とする方、②要介護認定区分3・4・5の認定を受けている方で避難支援を必要とする方、③身体障害者手帳（1・2級）、療育手帳④・A、精神障害者保健福祉手帳1級のいずれかをお持ちの方で避難支援を必要とする方、④町の生活支援を受けている難病患者の方としており、希望により登録が可能となっております。必要とされている方にご登録いただけるよう、引き続き周知に努めてまいります。

また、避難経路及び避難場所のバリアフリーにつきましては、各自が家族等と話し合い決定するものであるため、町が確認を行うことは難しいと考えております。まずは、平時から自助・共助・公助について理解を深めていただき、町が作成した「寄居町ハザードマップ」等も活用するなど、一人ひとりが災害対応力を高めることが重要であると考えております。

- (2) 福祉避難所を整備し、直接福祉避難所に入れるように登録制など工夫してください。

【回答】町内5カ所の福祉避難所の収容人数等の条件を踏まえ、災害の種類に応じた災害弱者への

対応を研究してまいります。

(3) 避難所以外でも、避難生活（自宅、車中、他）している人に、救援物資が届くようにしてください。

【回答】避難所以外で避難生活をしている方につきましては、避難先の最寄りの避難所の受付簿で状況を確認するとともに、救援物資は自主防災組織と連携し配付する対応を考えております。

(4) 災害時、在宅避難者への民間団体の訪問・支援を目的とした障害者の名簿の開示を検討してください。

【回答】現時点では、消防機関、警察、町社会福祉協議会、民生委員・児童委員、自主防災組織等に提供しております。その他機関への提供につきましては、民間団体の活動内容や発災時の状況、災害の規模に応じて検討してまいります。

(5) 自然災害と感染症発生、また同時発生等の対策のための部署をつくって下さい。保健所の機能を強化するための自治体の役割を明確にし、県・国に働きかけてください。

【回答】自然災害への対策は自治防災課、感染症への対策は健康づくり課が事務を所掌しておりますが、同時発生した場合に備えて両課で緊密に連携を取るとともに、発生時には対策本部を立ち上げ、関係機関とも連携しながら町全体で対応してまいります。また、保健所の設置及び機能につきましては、地域保健法で既に明確になっており、町との必要な連携も取れているものと考えております。

## 7. 新型コロナウイルス感染防止対策の徹底と財政の後退なく、物価高への補助金の増額継続を。

(1) アルコール消毒、マスクなど衛生用品を障害者施設に配布してください。安定供給にするための手立てを行ってください。

【回答】国や県の動向を注視し、検討してまいります。

(2) 入院し、治療できるように、医療機関に周知してください。

【回答】入院や治療に関する医療提供体制の構築は保健所が行うことから、実施する考えはございません。

(3) 障害者への優先接種を継続して行ってください。ワクチン接種は日ごろから利用している場所で行えるようにしてください。

【回答】新型コロナウイルスワクチンは、令和6年度から高齢者インフルエンザワクチンと同様、65歳以上を対象とした定期接種（B類疾病）として実施するため、優先接種等は考えておりません。

(4) 物価高によって、事務所維持経費が増大しています。障害者施設に補助金の増額、継続をしてください。

【回答】国や県の動向を注視し、検討してまいります。

## 8. 難病患者の就労を進めてください。

埼玉県内の市町村においても手帳のない難病患者を積極的に雇用していただきたく願います。

たします。また、今後の為に差支えなければ、現在難病患者を雇用している場合はその現状を、また雇用していない場合はその理由を具体的にお聞かせください。

※2022年12月県定例会の知事回答で、大野知事が埼玉県として手帳のない難病患者を採用することを明言し、令和5年度から県の組織「スマートステーション flat」（令和2年4月1日開設）で、障害者枠外の手帳のない難病患者も採用することになりました。

また、埼玉県産業労働部雇用労働課でもチラシを作成し、少しの配慮で働ける難病患者がいることを、人材を探している企業向けに周知しています。

そのような状況下、難病は指定難病だけでも388疾患あり病態も様々で、障害者手帳の所持者はその半分程度となっている。手帳がない難病患者は、障害者総合支援法の対象であるにもかかわらず、障害者雇用推進法では対象外のため障害者枠で応募ができません。

**【回答】**町で把握している範囲では、指定難病に罹患している職員は複数名おり、所属長と当該職員とが相談し、健康面に配慮しながら勤務に従事させております。

#### 4. 子どもたちの成長を保障する子育て支援について

##### 【保 育】

1. 公立保育所又は認可保育所の拡充で、待機児童を解消してください。

(1) 待機児童の実態を教えてください。

① 潜在的な待機児童も含め希望したのに認可保育所に入れない待機児童数(4/1時点)の実態を教えてください。

**【回答】**今年度の待機児童は0人となっております。

② 既存保育所の定員の弾力化(受け入れ児童の増員)を行なった場合は、年齢別の受け入れ児童総数を教えてください。

**【回答】**町立保育所において、現在、定員の弾力化は行っておりません。

(2) 待機児童解消のために、公立保育所又は認可保育所を増設してください。

① 待機児童解消のための対策は、公立保育所の維持と認可保育所を増設を基本に整備をすすめてください。

**【回答】**待機児童は発生していないことから、増設の予定はございません。

② 育成支援児童の受け入れ枠を増やして、補助金を増額し必要な支援が受けられる態勢を整えてください。

**【回答】**町内の民間保育園に対し、障害児支援のための国・県の補助金及び町単独補助金を交付しております。引き続き、必要な支援が受けられる体制の整備に努めてまいります。

③ 認可外保育施設が認可施設に移行する計画の場合は、施設整備事業費を増額して認可保育施設を増やしてください。

**【回答】**現在、該当となる施設はございません。

2. 子どもの命を守るためにも、一人ひとりの気持ちに寄り添い成長発達に必要な支援を行うためにも、少人数保育を実現してください。

5類に移行しましたが、コロナ感染を防止するためには、保育する子どもの人数を少なくして密を避けることが必要です。また、一人親家庭など困難を抱える家庭や児童が増えている中、きめ細かい支援を少人数保育の中で行うためにも各園に数名の保育士を増やしてください。

【回答】国の定めた保育士の配置基準を順守しつつ、感染防止対策を講ずるなど安全・安心な保育を行えるよう取り組んでまいります。

3. 待機児童をなくすために、また子育て家族の生活を支える保育所等の機能の重要性を踏まえて、その職責の重さに見合った処遇を改善し、増員してください。

待機児童を解消するためには、保育士の確保が必要です。保育士の離職防止も含めて、自治体独自の保育士の処遇改善を実施してください。また、75年ぶりに「1歳児及び4、5歳児の配置基準が改善されるたたき台」が出されましたので、早期に保育士の補充ができるようにしてください。

【回答】現在、町の単独補助として町内の民間保育園に対し、職員1人当たり月額1万3千円を交付しております。

4. 保育・幼児教育の「無償化」に伴って、給食食材費の実費徴収などが子育て家庭の負担増にならないようにしてください。

消費税は生活必需品に一律にかかる税で、所得が低い人ほど負担割合が高くなる特徴を持った税制度であり、保育料が高額である0歳～2歳児の世帯は消費税だけがのしかかることとなります。県内では子育て支援政策として0歳～2歳児の保育料を無償化する自治体が増えました。また、3歳児以上児の実費徴収となっている給食費においても自治体負担によって無償化される地域が増えています。物価高騰や生活に見合わない給与によって、保育料や給食費が保護者の大きな負担となっています。地域の子育てを手厚くするためにも、少子化対策、子育て支援政策として、保護者の負担軽減のために積極的に取り組んでください。また、県に対して意見書をあげるなどの働きかけを行ってください。

(1) 0歳～2歳児の保育料を無償化、大幅に軽減してください。

【回答】第3子以降の保育料無償化は実施しております。その他の世帯に係る保育料の無償化につきましては、多様な経済支援の中の一つとして、検討してまいります。

(2) 給食費食材費(副食費)を無償化してください。

【回答】給食食材料費(副食費)の実費徴収につきましては、国の制度に基づく負担軽減に加え、町独自で第3子以降の副食費の無償化を実施し、子育て世帯の負担軽減を図っております。

5. 2024年度より試行的事業が試行され、2026年度には本格実施が予定される『子ども誰でも通園制度(乳児等通園支援事業)』は、親の就労に関係なく0歳～2歳児の子どもを対象に定期利用及び、自由利用などニーズに合わせ保育を利用することが可能な制度です。自由利用は利用者の居住する自治体を超えて全国の施設を1時間単位で利用できる仕組みとなっており、子どもの状況が十分に把握されないまま、保育を利用されることが懸念されています。子どもの命が危険にさらされる可能性と、子どもにとって見知らぬ人や場所に預

けられる不安を考慮すると、導入には慎重になるべきと考えます。

(1) 誰でも通園制度の実施にあたり、自治体の考えを教えてください。

【回答】令和8年度から実施できるよう町内保育施設と調整し、近隣自治体の動向を注視しながら、検討してまいります。

(2) 事業を実施するのであれば、保育士の増員、設備等の環境の整備を予算化してください。

【回答】令和8年度から実施できるよう町内保育施設と調整し、近隣自治体の動向を注視しながら、検討してまいります。

## 6. 保育の質の低下や格差が生じないように、公的責任を果たしてください。

すべての子どもが平等に保育され、成長・発達する権利が保障されなければなりません。そのためには国や自治体などの公の責任が必要不可欠です。昨年度の法改正で認可外保育施設については、5年間は基準を満たさない施設も無償化の対象となります。自治体独自の基準を設けて厳格化し、安心安全な保育が実施されなければならないと考えます。

(1) 研修の実施や立ち入り監査など、指導監督に努めてください。

【回答】今後も指導監督に努めてまいります。

(2) 保育所の統廃合や保育の市場化、育児休業取得による上の子の退園などで保育に格差が生じないように必要な支援を行なってください。

【回答】保育格差が生じないように、今後も適切な保育の実施に努めてまいります。

(3) 児童数の定員割れ（特に0歳児など）については、いつでも定員までの受け入れを可能とする保育士の確保のため、在籍人数ではなく定員に対して委託費を出してください。

【回答】県補助金を活用し、一部実施しております。国・県及び近隣自治体の動向を注視しながら、検討してまいります。

## 【学 童】

## 7. 学童保育を増設してください。

学童保育の待機児童を解消し、必要とするすべての世帯が入所できるようにするために、「1支援の単位40人以下」「児童1人当たり1.65㎡以上」の適正規模の学童保育で分離・分割が図れるように予算を確保して援助して下さい。

【回答】現在、待機児童はおりませんが、今後も待機児童が生じないように努めてまいります。

## 8. 学童保育指導員を確保し、処遇改善を行ってください。

厚生労働省は学童保育指導員（放課後児童支援員）の処遇改善を進めるために「放課後児童支援員等処遇改善等事業」「放課後児童支援員キャリアアップ処遇改善事業」を施策化していますが、県内で申請している市町村は、「処遇改善等事業」で46市町(63市町村中73.0%)、「キャリアアップ事業」で36市町(同57.1%)にとどまっています。指導員の処遇を改善するため、両事業の普及に努めてください。

併せて、令和6年度の国の新規「常勤支援員2名複数配置」補助を施策化してください。

【回答】処遇改善の補助金支給につきましては、既に対応済みとなっております。また、指導員の人数に応じた補助金支給につきましては、近隣自治体の動向を注視しながら、検討してまいりま



す。

## 9. 県単独事業について

県単独事業の「民営クラブ支援員加算」「同 運営費加算」について、「運営形態に関わらずに、常勤での複数配置に努める」(※「県ガイドライン」) 立場から、公立公営地域も対象となるように改善してください。

【回答】県の放課後児童健全育成事業費補助金交付要綱の規定に基づき、対応しております。また、町内の放課後児童クラブはすべて民営となっております。

### 【子ども・子育て支援について】

## 10. 子ども医療費助成制度の対象を拡大してください。

(1) 埼玉県は通院については小学校3年生まで、入院については中学卒業までの医療費助成の現物給付を、2024年4月から実施されました。現物給付の対象年齢を18歳までに拡充してください。

【回答】県内現物給付の実施に合わせ、令和4年10月から高校生世代までを対象とし、実施しております。

(2) 国に対して、子ども医療費無償化の制度をつくってくれるように要請してください。

【回答】現時点で要請を行う考えはございませんが、国の動向を注視してまいります。

(3) 県に対して子ども医療費無償化の年齢を18歳まで引き上げるように要請してください。

【回答】現時点で要請を行う考えはございませんが、県の動向を注視してまいります。

## 11. 子育て支援を拡大してください。

(1) 国民健康保険の保険税の子ども(18歳以下)の均等割金額相当の財政支援をしてください。

【回答】均等割を減免することへの補填と解しますが、現在、減免等を行っていないことから、財政支援をする考えはございません。

(2) 小・中学校給食を安全な地元農産物の活用と無償化にしてください。

【回答】給食用の農産物を購入する際は、地元農産物を優先的に購入するよう努めております。

また、小・中学校の給食費は、第3子以降無償化となっております。引き続き、給食費の無償化について情報収集を行い、適切に対応してまいります。

(3) 就学援助基準額を引き上げてください。小中学校の児童生徒のいる家庭に周知してください。就学前にも周知してください。

【回答】就学援助費は、国の基準額に基づき、要保護家庭および準要保護家庭に支給しており、町独自の支給額の引き上げは考えておりません。なお、要保護家庭について生活扶助費で支給されている場合、重複支給はしておりません。

周知につきましては、毎年、小・中学校の全家庭にお知らせを配布しております。また、継続者用には別途申請書を配布するほか、要保護家庭には担当課を通じて申請書を配布し、就学前家庭には就学時健診や入学説明会でも周知しております。引き続き、町広報誌や町公式ホームページ、保護者への連絡ツール等も活用し、周知してまいります。

## 5. 住民の最低生活を保障するために

### 1. 困窮する人がためらわずに生活保護の申請ができるようにしてください。

厚生省はホームページに「生活保護を申請したい方へ」の項目に、「生活保護の申請は国民の権利です」と説明するとともに、扶養義務者の扶養は保護に優先しますが、例えば、同居していない親族に相談してからでないと申請できないことはない。住むところのない人、持ち家のある人でも申請できることを明記しています。市町村においても、わかりやすく申請者の立場に立って、市の広報に記載するとともに、チラシやポスターを作成してください。

【回答】住民の方には、福祉課の窓口で埼玉県が作成した「生活保護のしおり」を配布しているほか、町公式ホームページにも生活保護制度について掲載しております。

また、生活困窮者等の支援につきましては、町社会福祉協議会やアサポート相談支援センターなどの関係機関と連携の上相談等を実施し、制度について説明を行っております。

### 2. 生活保護を申請する人が望まない「扶養照会」は行わないでください。

厚生労働省は田村前厚労大臣の答弁を受けて、2021年3月30日付で事務連絡を発し、生活保護問答集を改正。要保護者の意向を徹底し、照会の対象となる扶養義務者の「扶養義務履行が期待できない者」には行わないとしました。厚生省、埼玉県の通知（R5年）にそってしおりを改訂してください。貴福祉事務所でも、申請者が望まない扶養照会を行わないよう徹底してください。

【回答】生活保護の実施機関は埼玉県北部福祉事務所となっていることから、生活保護に関する要望は、埼玉県へお問い合わせください。

### 3. 保護決定は2週間以内を徹底してください。また、決定後は速やかに保護費を支給してください。

【回答】生活保護の実施機関は埼玉県北部福祉事務所となっていることから、生活保護に関する要望は、埼玉県へお問い合わせください。

### 4. 決定・変更通知書は、利用者が自分で計算できる分かりやすいものにしてください。

決定・変更通知書は5種の扶助が記載されるのみで非常にわかりづらく、福祉事務所でもミスが生じる原因になっています。国は全国一律でシステムの改定を行っていますが、それで良しとすることなく、利用者本人も確認できる、自治体独自の記載欄を設けてください。

【回答】生活保護の実施機関は埼玉県北部福祉事務所となっていることから、生活保護に関する要望は、埼玉県へお問い合わせください。

### 5. ケースワーカーの人数が標準数を下回らないようにしてください

厚生省が示す標準数を下回る福祉事務所が多くあり、これがケースワーカーの過重労働や、保護利用者に適切な対応ができない原因となっています。社会福祉主事の有資格者を採用す

るとともに、十分な研修を行って、不勉強による利用者への人権侵害や不利益な指導が行われないようにしてください。

【回答】生活保護の実施機関は埼玉県北部福祉事務所となっていることから、生活保護に関する要望は、埼玉県へお問い合わせください。

6. 無料低額宿泊所への入居を強制しないでください

居宅が決まっていない申請者に「無料低額宿泊所に入所しないと生活保護は受けられない」と指導する事例がいまだに多発しています。申請者の意向を無視する無低への強要は生活保護法違反であり、行わないようにしてください。また、入所者が転出を希望する場合は、その希望を優先し、一時利用にふさわしい運用をしてください。

【回答】生活保護の実施機関は埼玉県北部福祉事務所となっていることから、生活保護に関する要望は、埼玉県へお問い合わせください。

7. 熱中症からいのちを守るために国に対して夏季加算を要望してください。また、制度が創設されるまでの間、エアコンのない低所得世帯に、自治体としてエアコン設置代と電気代補助を実施してください。

【回答】生活保護の実施機関は埼玉県北部福祉事務所となっていることから、生活保護に関する要望は、埼玉県へお問い合わせください。

8. 生活困窮者自立支援事業は、生活保護申請を阻害しないように留意し、充実をはかるとともに、地域の生活困窮者の状況を把握し、生活保護申請に漏れがないように努めてください。

【回答】町社会福祉協議会やアスポート相談支援センターなどの関係機関と連携の上、生活困窮者自立支援制度ブロック別連絡会議を活用するなどして、生活困窮者支援を図ってまいります。

9. 医療を受けるために移送費が出ることを教示し、請求されたものは全額支給してください。

【回答】生活保護の制度の説明は、福祉課でも行っております。支給に関する内容につきましては、実施機関は埼玉県北部福祉事務所となっていることから、埼玉県へお問い合わせください。

以上

ご協力ありがとうございました。